

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則  
の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成29年3月27日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県個人情報保護条例の一部改正に伴い、関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

# 「愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則」の一部改正の概要

## 1 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の趣旨を踏まえ、愛知県個人情報保護条例が一部改正された。このうち、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行することとした部分に関係して必要となる規定を整理する。

番号利用法の制定（①平成25年5月31日公布、②平成27年9月9日一部改正）

- ① 番号利用法で定めた事務について複数の機関間における情報連携を可能とするとともに、情報連携に係る記録の保存義務を規定。（平成29年5月30日施行）
- ② 法で定めた事務だけでなく条例で定めた事務についても情報連携を可能とするとともに、その場合の「情報提供等記録」の保存義務を規定。（平成29年5月30日施行）

愛知県個人情報保護条例の一部改正（①平成27年7月10日及び②平成28年3月29日公布）

- ① 他機関に情報提供や情報照会をした際の記録である「情報提供等記録」について規定を追加。（平成29年5月30日施行）
- ② 条文の文言を改正。（平成29年5月30日施行）

### ※ 情報提供等記録とは

特定個人情報の照会又は提供を情報提供ネットワークシステムを介して行った際に記録する情報

## 2 改正内容

- (1) 個人情報取扱事務登録簿への登録を要しない個人情報を取り扱う事務に係る規定（規則第3条第1号）

引用する条例の規定の号ずれ（条例第2条第6号→条例第2条第7号）に伴う規定の整理

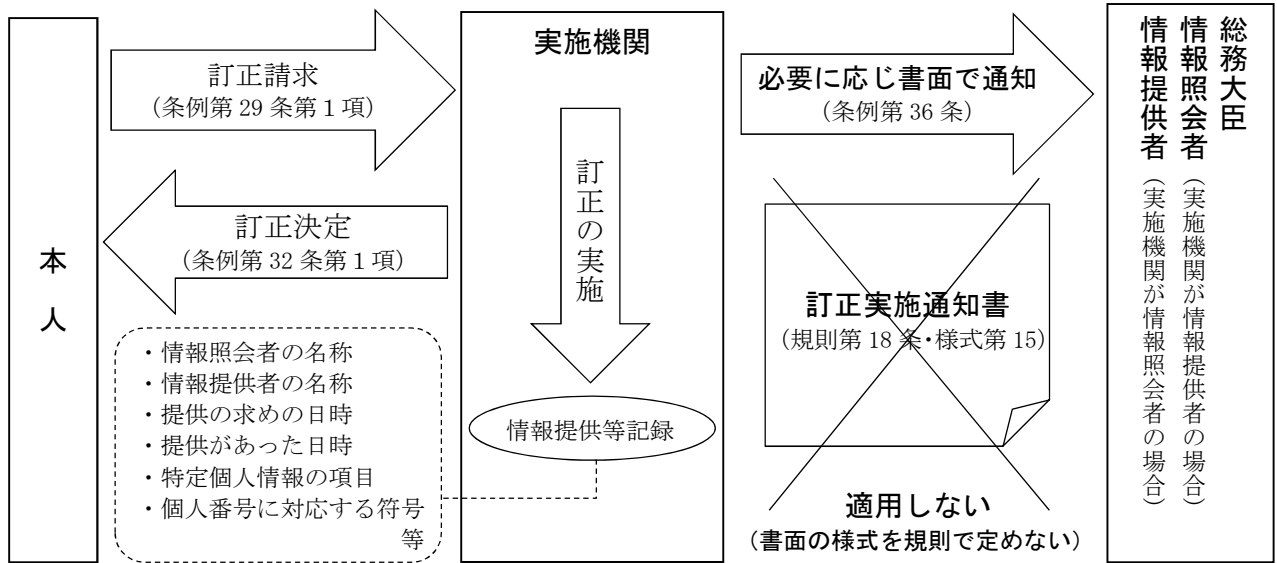
- (2) 訂正実施通知書に係る規定（規則第18条）

訂正請求を受けて情報提供等記録の訂正を実施した場合において、愛知県個人情報保護条例第36条の規定に基づき総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に書面で通知するときは、規則様式第15に定める訂正実施通知書を使用しないこととし、同様式は、保有個人情報の提供先に通知する場合に限定する。

## 3 施行期日

平成29年5月30日（番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日）

(参考) 情報提供等記録の訂正



・ 情報提供等記録の記録・保存

情報照会者、情報提供者及び（情報提供ネットワークシステムを設置・管理する）総務大臣の3者が行う。県としては、知事又は教育委員会が情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の照会又は提供を行った際に、情報照会者又は情報提供者として、情報提供等記録を（中間サーバーに）記録する。

※中間サーバー：情報提供ネットワークシステムと各機関の既存システムとの間に置かれ、情報連携を媒介するシステム

・ 訂正実施通知書（規則様式第 15）を適用しない理由

情報連携は番号利用法に基づく全国一律の事務であり、情報提供等記録に係る総務大臣・情報照会者・情報提供者の三者間の対応の手続についても、総務省が別途定めることなどから、規則で定めておく必要性が少ないため。

○愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年7月10日公布、平成27年愛知県条例第40号）  
第2条による愛知県個人情報保護条例の一部改正新旧対照表（番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行）

新	旧
目次	目次
第一章及び第二章 略	第一章及び第二章 略
第三章 自己情報の開示、訂正及び利用停止	第三章 自己情報の開示、訂正及び利用停止
第一節及び第二節 略	第一節及び第二節 略
第三節 利用停止（第三十七条— <u>第四十二条の二</u> ）	第三節 利用停止（第三十七条— <u>第四十二条</u> ）
第四節 略	第四節 略
第四章以下 略	第四章以下 略
（定義）	（定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 同上
一～五 略	一～五 略
<u>六 情報提供等記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u>	<u>六 略</u>
<u>七 略</u>	<u>七 略</u>
<u>八 略</u>	<u>七 略</u>
（個人情報の利用及び提供の制限）	（個人情報の利用及び提供の制限）
第七条 1～3 略	第七条 1～3 略
4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、 <u>特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）</u> を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、当該利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
（事案の移送）	（事案の移送）
第二十四条 1～3 略	第二十四条 1～3 略
<u>4 前三項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。</u>	<u>4 前三項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。</u>
（事案の移送）	（事案の移送）
第三十五条 1～3 略	第三十五条 1～3 略
<u>4 前三項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。</u>	<u>4 前三項の規定は、情報提供等記録については、適用しない。</u>
（保有個人情報の提供先等への通知）	（保有個人情報の提供先等への通知）
第三十六条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（ <u>情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u> ）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	第三十六条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
（適用除外）	
<u>第四十二条の二 この節の規定は、情報提供等記録については、適用しない。</u>	

○愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年 3 月 29 日公布、平成 28 年愛知県条例第 20 号）による愛知県個人情報保護条例の一部改正新旧対照表（番号利用法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行される部分）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 情報提供等記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項（<u>これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。第三十六条において同じ。</u>）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>七以下 略</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第三十六条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 第六条の規定に違反して収集されたものであるとき、第七条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法<u>第二十九条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 略</p> <p>2 以下 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 同上</p> <p>一～五 略</p> <p>六 情報提供等記録 番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>七以下 略</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第三十六条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者<u>又は情報提供者</u>（当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第三十七条 同上</p> <p>一 第六条の規定に違反して収集されたものであるとき、第七条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法<u>第二十八条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 略</p> <p>2 以下 略</p>

○愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（抜粋）

（登録を要しない個人情報を取り扱う事務）

第三条 条例第十四条第一項第三号に規定する実施機関が定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 県又は国、独立行政法人等（条例第二条第六号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（同条第一号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- 二 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務
- 三 刊行物等で一般に入手し得るものを取り扱う事務

（訂正実施通知書の様式）

第十八条 条例第三十六条に規定する書面は、様式第十五のとおりとする。

様式第 15（第 18 条関係）

保有個人情報訂正実施通知書		第 年 月 日
様		愛知県教育委員会 印
年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、次のとおり訂正の実施をしましたので、愛知県個人情報保護条例第36条の規定により通知します。		
訂正の実施をした保有個人情報の内容	（行政文書の名称： ）	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改める。

第十八条中「書面」の下に「（情報提供等記録の訂正の実施をした旨を通知する場合に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(登録を要しない個人情報を取り扱う事務)

第三条 条例第十四条第一項第三号に規定する実施機関が定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 県又は国、独立行政法人等(条例第二十条第七号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(同条第一号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。)又は職員であった者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務

二以下略

(訂正実施通知書の様式)

第十八条 条例第三十六条に規定する書面(情報提供等記録の訂正の実施をした旨を通知する場合に係るものを除く。)は、様式第十五のとおりとする。

旧

(登録を要しない個人情報を取り扱う事務)

第三条 同上

- 一 県又は国、独立行政法人等(条例第二十条第六号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(同条第一号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。)又は職員であった者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務

二以下略

(訂正実施通知書の様式)

第十八条 条例第三十六条に規定する書面は、様式第十五のとおりとする。